

## 文京区教育大綱への記載事項について

## 1 文京区教育大綱について

平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）」第1条の3には、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することが規定されています。大綱は、地教行法第1条の4により設置された総合教育会議において、区長及び教育委員会が協議・調整をしたうえで、区長が定めます。

文京区教育委員会では、学識経験者や公募区民等、幅広い参画を得て、平成26年3月に『文京区教育振興基本計画』（計画期間：平成26年度～平成30年度）を策定しました。本区においては、この『文京区教育振興基本計画』を基本として文京区教育大綱を策定します。なお、文京区教育大綱の対象期間は、平成27年度から平成30年度までとします。

## 2 大綱への記載事項

文京区教育大綱は、『文京区教育振興基本計画』をベースとしたうえで、本区の実情にあわせて以下の関連計画等を踏まえ、策定します。

## (1) 『子育て支援計画』（計画期間：平成27年度～平成31年度）

子どもと家庭を取り巻く環境の著しい変化のなか、保護者が子育ての第一義的責任を果たせるよう、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。こうした状況に着実に対応していくため、本区では、子育て支援施策の考え方と取組を示した『子育て支援計画』を策定しました。

文京区教育大綱には『子育て支援計画』の中から、特に区長と教育委員会の密接な連携が必要と考える下記事業を記載します。

## ☞資料第1号の※1

## ・お茶の水女子大学認定こども園（仮称）の開設（子育て支援計画86ページ）

子育て支援のさらなる推進に向けて、国立大学法人お茶の水女子大学と協働で、認可保育所に幼稚園機能を備えた、区立の保育所型認定こども園を大学の敷地内に開設する。なお、施設運営については、大学に業務全般を委託する。

新たな保育所型認定こども園での質の高い保育サービス・幼児教育の提供により、保育所待機児童の解消を図るとともに、大学における教育研究活動の実践と成果を社会還元するための教育研究の場とする。

## ・区立幼稚園の認定こども園化（子育て支援計画86ページ）

区においては、質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するために、3歳児の定員拡充の状況を考慮するとともに、区内の地域バランスの考え方、教育・保育の質の確保、食事の提供方法、地域の子育て支援事業のあり方など、様々な課題を検討し、区立幼稚園の認定こども園化を目指していく。

認定こども園とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称：認定こども園法）に基づき、都道府県知事から認定を受け、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の機能を併せ持っている施設です。

文京区では、保育所待機児童の解消及び大学の知見を活用した本事業の研究成果の区内施設への還元による文京区全体の保育・幼児教育の質の向上を図ることを目的として、国立大学法人お茶の水女子大学と協働し、認可保育所に幼稚園機能を備えた区立の保育所型認定こども園を大学の敷地内に平成28年4月（予定）に開設します。

### ☞資料第1号の※3

#### ・放課後全児童向け事業（子育て支援計画64ページ）

「放課後全児童向け事業」は、区立小学校の放課後や休業日に校庭等（各学校で設定）を開放し、区の支援及び調整等のもと、保護者及び地域の大人をはじめとする事業体制を整え、子どもが安心して活動（遊びや学び）できる、小学生を対象とした放課後の居場所を提供するものである。

放課後等に子どもたちを犯罪や事故から守り、安心してのびのびと過ごすことができる居場所として「小学生を対象とした新たな居場所づくり」とし、「放課後全児童向け事業」を実施しています。

平成23年6月から林町小学校、同年10月から駕籠町小学校、平成24年4月から明化小学校で事業を開始しました。また、平成27年度には小日向台町小学校で事業を開始しました。

今後は、放課後子ども教室、こどもひろば等を含め再編整備するとともに、小学校全校（20校）において、学校施設等を有効活用した新たな「小学生を対象とした放課後の居場所づくり」を検討し、平成31年度を目標に全小学校で「放課後全児童向け事業」を実施する予定です。

## （2）『文京区いじめ防止対策推進基本方針』（平成26年10月1日施行）

### ☞資料第1号の※2

文京区教育委員会の教育目標を達成するために、心身ともに健全な児童・生徒を育成することは、文京区立学校の重要な使命であり、課題である。いじめの問題は、教育目標達成に対する大きな課題であるとともに、児童・生徒の人間形成と人権尊重の精神の育成の上でも極めて重要な問題である。

文京区教育委員会では、これまでもいじめの問題に対して学校・家庭・地域・関係機関と連携し、その早期発見と早期対応に努めてきたところであるが、平成25年9月「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、改めていじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進していく。

本区では、平成25年1月に『いじめ対策指針及び対応マニュアル』を策定するなど、区独自のいじめ防止対策を進めてきたところですが、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、平成26年9月に『文京区いじめ防止対策推進基本方針』を策定しました。